

青森県報

号外第五十六号

平成二十年
五月九日
(金曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病に係る消毒方法の実施……………(畜産課)…一

告 示

青森県告示第四百十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、次とおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の千羽以上の鶏を飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きんを飼養する農場。ただし、平成二十年四月二十八日以降、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行った家きんを飼養する農場を除く。

三 実施の期日

平成二十年五月十三日から同月三十一日までのいずれの日

四 実施方法

消石灰等の消毒薬の家きんを飼養する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭